

史跡広島城跡整備基本計画の改定について

1 令和 6 年度の取組内容

- (1) 現行の整備基本計画を踏襲し、計画第Ⅱ期で取り組むこととしていた本丸上段及び城跡外周部を主な対象として、史跡内外の整備・活用を具体化するための必要条件を整理した。（資料 1－2）
- (2) 現行の整備基本計画「第 2 章 5 施設計画 (2)園路・広場」で示されている、園路・広場計画について検討を行い、植栽、埋設施設、便益施設・サインの現況と現行計画との比較をすることで、実現に向けての課題の洗い出しを行った（資料 1－3～6）。
現行の園路・広場計画を基本とすることとし、今後、設備の更新・再配置等の具体的な検討を行う。
- (3) 過去に実施した史跡広島城跡の公園整備の状況を把握するため、関連事務記録を収集・整理し、電子データ化を行った。

2 令和 7 年度の取組内容（資料 1－7）

- (1) 整備基本計画の改定作業
 - ア 史跡広島城跡保存活用計画等に基づき、改定素案を作成する。
 - ・第 1 章「計画策定の経緯と目的」
 - ・第 3 章「史跡等の概要および現状と課題」
 - ・第 4 章「基本方針」
 - イ 令和 6 年度の検討結果を踏まえ、周辺環境や社会情勢の変化等から新たに必要となった視点（バリアフリーや都市公園計画のガイドライン等）を加え、新たな計画図の作成や挿図の作成等を行い、素案作成を進める。
 - ・第 5 章「整備基本計画」第 1 節～第 12 節
 - ウ 整備の具体化に必要な基礎調査や、埋蔵文化財調査等のスケジュールを作成する。
 - ・第 5 章第 13 節「整備基本計画：整備事業に必要となる調査等に関する計画」
- (2) 過去の修理履歴や、現状変更等の関連事務記録の電子データ化を継続して進め、史跡広島城跡に加えられた公園整備の状況について把握し、改定計画にその成果を反映する。